

取扱職種の範囲等の明示

求人者・求職者の皆様へ

事業所名 株式会社名古屋求人サービス 許可番号（２３－ユ－３０１９２９）

●取扱職種の範囲等 ・職種は全職種 ・地域は国内です

以下に該当する求人者からの学校卒業務込み者等であることを条件とした求人は取り扱いません。

若年雇用促進法第１１条によって、公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者に該当する旨の自己申告があった求人者

●手数料に関する事項

・求人者から徴収する手数料については、下記手数料表（消費税を除く）の通りです。

届出制手数料表

一般登録型

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	1,000 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後１年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30 %（または500,000円） 上記のうち、いずれか高い額とします。 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が１年を超える場合は最大１年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30 %（または500,000円） 上記のうち、いずれか高い額とします。 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 ＊上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後１年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30 %（または500,000円） 上記のうち、いずれか高い額とします。 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言のサービス	成功報酬 当該求職者の就職後１年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30 %（または500,000円） 上記のうち、いずれか高い額とします。 手数料負担者は 求人者 とします。

(サーチ／スカウト型)	
サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	2,000 円 手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 100,000 円 活動1日あたり 20,000円 (または、活動1時間あたり 3,000円 上記のうち、いずれか高い額とします。 成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 35 % (または500,000円) 上記のうち、いずれか高い額とします。 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 35 % (または500,000円) 上記のうち、いずれか高い額とします。 手数料負担者は 求人者 とします。
再就職支援型	
サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	着手金 30,000 円 相談・助言終了時 30,000 円 成功報酬 40,000 円 手数料負担者は 関係雇用主 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 35 % (または500,000円) 上記のうち、いずれか高い額とします。 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 35 % (または500,000円) 上記のうち、いずれか高い額とします。 手数料負担者は 求人者 とします。

共通									
上記手数料の返戻制度	上記の手数料につきましては、何れも紹介後就職に至り、その後90日以上は定着して頂けることを予定しており、90日未満に会社都合以外の理由により離職した場合は下記により返戻します。 <table> <tr> <td>1. 採用から14日以内の離職</td><td>80%</td></tr> <tr> <td>2. 採用から30日以内の離職</td><td>60%</td></tr> <tr> <td>3. 採用から60日以内の離職</td><td>40%</td></tr> <tr> <td>4. 採用から90日以内の離職</td><td>20%</td></tr> </table>	1. 採用から14日以内の離職	80%	2. 採用から30日以内の離職	60%	3. 採用から60日以内の離職	40%	4. 採用から90日以内の離職	20%
1. 採用から14日以内の離職	80%								
2. 採用から30日以内の離職	60%								
3. 採用から60日以内の離職	40%								
4. 採用から90日以内の離職	20%								

上記手数料には、消費税は含まれておりませんので、別途加算となります。

・求職者の方からは原則として手数料は徴収いたしません。が、「芸能家」「家政婦（夫）」「配せん人」「調理師」「モデル」「マネキン」の職業に係る求職者から求職申し込みを受理した場合には、1件につき690円を限度として求職者から受付手数料を徴収します。但し、同一の求職者に係る求職申し込み受理が、1か月間に3件を超える場合には、3件分に相当する額を限度とします。

●苦情の処理に関する事項

求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって対応致します。

苦情申出先：職業紹介責任者 山田隆博 連絡先 052-972-2044

●求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

当事業所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「個人情報適正管理規程」は以下のとおりです。

第1条

個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は当社の職員とする。個人情報取扱責任者は、職業紹介責任者、山田隆博とする。

第2条

職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う第1条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

第3条

取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人からの情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。

第4条

求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者、山田隆博とする。